

クーリング・オフについて

投資家は、不動産特定共同事業法第26条第1項(クーリング・オフ制度)の規定に基づき、投資家が匿名組合契約に係る申込みをした後から、投資家が不動産特定共同事業法第25条の規定により当社から提供される契約成立時交付書面にかかる事項をお使いの電子機器において閲覧に供された日から起算して8日間が経過するまでの間は、以下に定める手続きにより、当該申込みを撤回し、又は当該申込みに係る匿名組合契約の解除を行うことができます。この場合において、既に支払われた出資金は投資家が会員登録時に入力した銀行口座に対して振り込むことにより速やかに返還します。

【クーリング・オフの手続き方法】

1. 本書別紙の「クーリング・オフ届出書」に必要事項を記載してください。
2. 以下に記載のある、当社の住所宛に郵送する方法により、当社宛にご送付ください。電話等による口頭での通知は認められません。

【送付先】

〒150-0001

東京都渋谷区神宮前 6-12-20 J6Front 7 階

JRD 株式会社「iRD」事務局 宛

3. 当社による受領及び記載内容の確認後、「クーリング・オフ確認書」が投資家の会員登録時に登録したメールアドレス宛に送付されますので、大切に保管してください。

【ご注意事項】

1. クーリング・オフ届出書の記載事項に不備がある場合には、当社から電話又はメールの方法により、内容の確認を行う場合があります。当該確認に対するご協力をいただけない場合、クーリング・オフ届出書に基づくクーリング・オフを受け付けることができない場合がありますので、ご注意ください。
2. クーリング・オフ届出書を送付後、10営業日が経過しても当社から「クーリング・オフ確認書」が届かない場合は、お問い合わせフォームからご連絡ください。
3. クーリング・オフ届出書により、一度申し込みを撤回し、又は契約を解除した場合には、対象となる案件が募集期間中である場合には、再度のお申込みができる場合がありますが、それ以外の場合は、原則として当該案件に対する再度のお申込み及び契約の締結を行うことができませんので、ご注意ください。

4. その他、クーリング・オフ制度又はクーリング・オフ届出書に関するお問い合わせは、お問い合わせフォームからご連絡ください。

制定日 2020 年 11 月 1 日

中途解約について

1. 中途解約の実施

中途解約は原則できません。

2. その他中途解約に関するお問い合わせ方法

その他、中途解約に関するお問い合わせは、お問い合わせフォームからご連絡ください。

制定日 2020 年 11 月 1 日

クーリングオフ届出書

JRD株式会社御中

私は、不動産特定共同事業法第26条第1項に基づき、本書面をもって、本匿名組合契約の申込みを撤回し、又は全て解除致しますので、通知致します。

契約年月日： 年 月 日

商品名：

出資口数：

出資金の額：

送付先：〒150-0001 東京都渋谷区神宮前6-12-20 J6Front 7階
JRD株式会社「iRD」事務局

【添付資料】

1. 身分証明書（写し）
2. 印鑑証明書（原本）

以上

年 月 日

ご住所

お名前